

角田市告示第131号

別紙に掲げる者に対する通知については、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでなく、送達できないため、地方税法第20条の2及び角田市市税条例第18条の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、角田市総務部税務課において保管し、送達を受ける者の申し出があれば交付します。

令和 8年10月15日

角田市長 黒須 貫



角田市告示第/31号（別紙）

公示送達者一覧

件数： 5件

項番	調定年度	賦課年度	送達を受けるべき者の氏名
1	R8	R8	SONG YONGBO
2	R8	R8	PHAN THI YEN
3	R8	R8	中村 俊之
4	R8	R8	菅野 正広
5	R8	R7	菅野 正広
以下余白			